

## お問い合わせ先

### 【国の助成金について】

総務省 テレビ受信者支援センター(デジサポ) 助成金相談窓口

<http://digisuppo.jp/>

電話:0570-093-724 (平日 9:00~18:00)

- IP電話等、ナビダイヤルがつかない方は、03-5623-3121でも受け付けております。(お間違いないようお願いします。)

### 【NHKの助成金について】

NHK技術局 助成制度窓口

<http://www.nhk.or.jp/digital/>

電話:0570-014-814 (平日 9:30~17:30)

- IP電話等、ナビダイヤルがつかない方は、03-5455-8120でも受け付けております。

### 【地上デジタル放送全般に関する相談について】

総務省 地デジコールセンター

電話:0570-07-0101 (平日 9:00~21:00 土・日・祝日 9:00~18:00)

- IP電話等、ナビダイヤルがつかない方は、03-4334-1111でも受け付けております。(お間違いないようお願いします。)

## 個人情報の取り扱いについて

国とNHK両方の助成制度をご利用になる場合、申請手続きの簡素化のため、申請者の同意をいただいた上で、国からNHKへ当該助成事業で知り得た個人情報(以下、「当該個人情報」といいます)を提供することがあります。

### <国の助成制度における個人情報の取り扱いについて>

社団法人デジタル放送推進協会(以下、「Dpa」といいます。Dpaが運営する「総務省テレビ受信者支援センター」を含みます)は、当該個人情報について、以下のとおり取り扱います。

- ◆ Dpaは、個人情報の保護に関する法律等に基づいて、当該個人情報を慎重かつ適正に取り扱います
- ◆ Dpaは、当該個人情報をDpaが実施する助成金助成事業運営に利用します
- ◆ Dpaは、行政機関やNHKから当該個人情報の開示を求められた場合、当該個人情報を当該行政機関やNHKに提供することがあります
- ◆ 上記のほか、個人情報の取り扱いについては、DpaのWebサイト(<http://www.dpa.or.jp/privacy/>)をご参照ください

### <NHKの助成制度における個人情報保護の取り扱いについて>

NHKは、当該個人情報をNHKの放送受信料の契約・収納(家族割引の適用確認を含みます)のほか、日本放送協会放送受信料免除基準(以下、「免許基準」といいます)の適用、放送の受信に関する相談業務、放送やイベントのお知らせ、放送に関する調査へのご協力をお願いのために利用します。

この内容を承諾いただき、助成の申請を行ってください。



(K助成 第1版)

受信障害対策用の共同受信施設の改修等をご検討されている皆さまへ

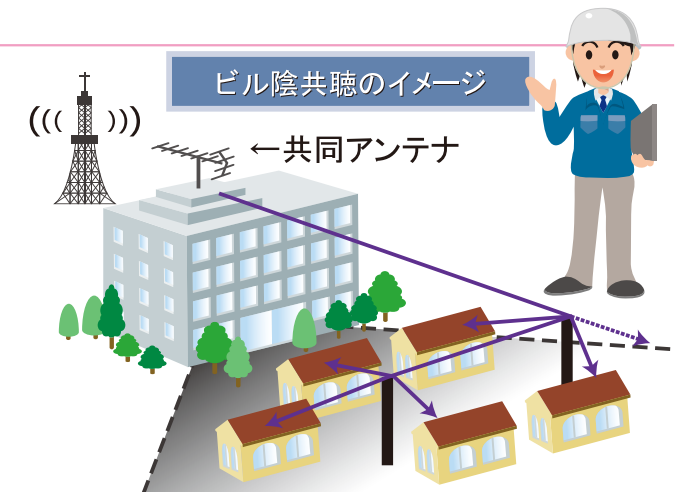
## 受信障害対策共聴(ビル陰共聴)のデジタル化に必要な経費の一部を国とNHKが助成します



### 助成制度の概要

ビル陰等によりテレビ電波が受信障害を起こした場合の対策用の共同受信施設(以下「共聴施設」といいます)を地上デジタル放送受信用に改修またはケーブルテレビに移行する場合、経費の一部に対し国の助成制度\*を利用することができます。また、要件を満たせば国の助成制度利用を前提に更にNHKからの助成制度を利用することができます。

\*国の助成制度は国の補助を受け(社)デジタル放送推進協会が運営する「総務省テレビ受信者支援センター(デジサポ)」が実施しています。



### 実施期間

#### <国の助成制度>

申請受付は、平成23年1月5日から(予算の上限に達した時点で申請受付を終了)

※助成決定の連絡は、申請内容の審査(1ヶ月~)後となりますので、早目の申請をお願いします。

#### <NHKの助成制度>

平成23年1月5日以降、平成24年3月31日まで(受付は、平成23年7月24日まで)

### 助成額

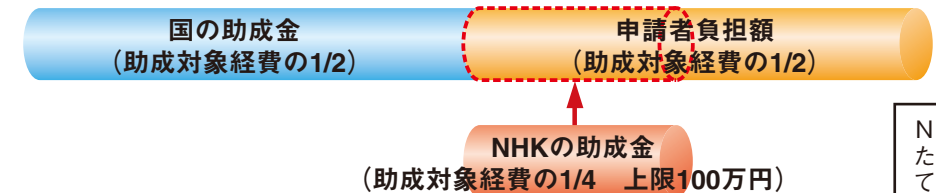
#### <国の助成額>

共聴施設を改修またはケーブルテレビに移行・接続する場合、助成対象経費の半額

〔なお、アナログ放送の送信所とデジタル放送の送信所の位置が異なる等により、デジタル化で新たに受信障害となる地域に共聴施設を新設(設置)する場合に限り、助成対象経費の3分の2を助成します。〕

#### <NHKの助成額>

助成対象経費の4分の1 (ただし、100万円を上限とする)



※ いずれの助成金も1000円未満は切り捨て

※ 同一共聴施設の対策に対して1回限りとし、申請者が指定する口座に振り込みます

NHKの助成要件を満たした場合は、国の助成に加えてNHKの助成を受けることができます。

#### 助成対象経費

✓施設の改修・新設の場合:地上デジタル対応に不可欠な工事経費(受信アンテナから各世帯の保安器までの設備が対象。各世帯の屋内設備は対象外)アナログ放送やBS・CS放送受信のための設備や、過剰仕様の設備および老朽化した設備の単なる更新のための工事経費等は含まれません。

✓ケーブルテレビ移行の場合:ケーブルテレビ事業者等との契約時に必要な初期費用(幹線工事費、引き込み工事費、宅内工事費(壁面端子等)で、契約料、ケーブルテレビ移行により不要となる共聴施設の撤去費)が対象。毎月の利用料金は対象外。

## 助成の対象となる施設

総務省の総合通信局に届出等がなされている施設(国や地方公共団体等が保有する施設を除く)

<共聴施設を改修またはケーブルテレビに移行する場合>

- 建築物等の影響により、地上アナログテレビ放送の難視聴を目的として設置された共聴施設をデジタル化対応に改修する、またはケーブルテレビに切り換える施設

<共聴施設を新設またはケーブルテレビに接続する場合>

- アナログ放送の送信所とデジタル放送の送信所の位置が異なる等により、デジタル化で新たに受信障害となる地域に共聴施設を設置する、またはケーブルテレビに接続する場合(当該地域で地上デジタル放送が開始された後に建築物等が設置されたことに起因する場合を除く)

(なお、国の助成額が2/3となるのは共聴施設を設置する場合に限る。ケーブルテレビに接続する場合の助成額は1/2)

## 助成の対象となる要件

助成を受けるには「工事未着工」であることが必要です。その他、以下の要件を満たす必要があります。

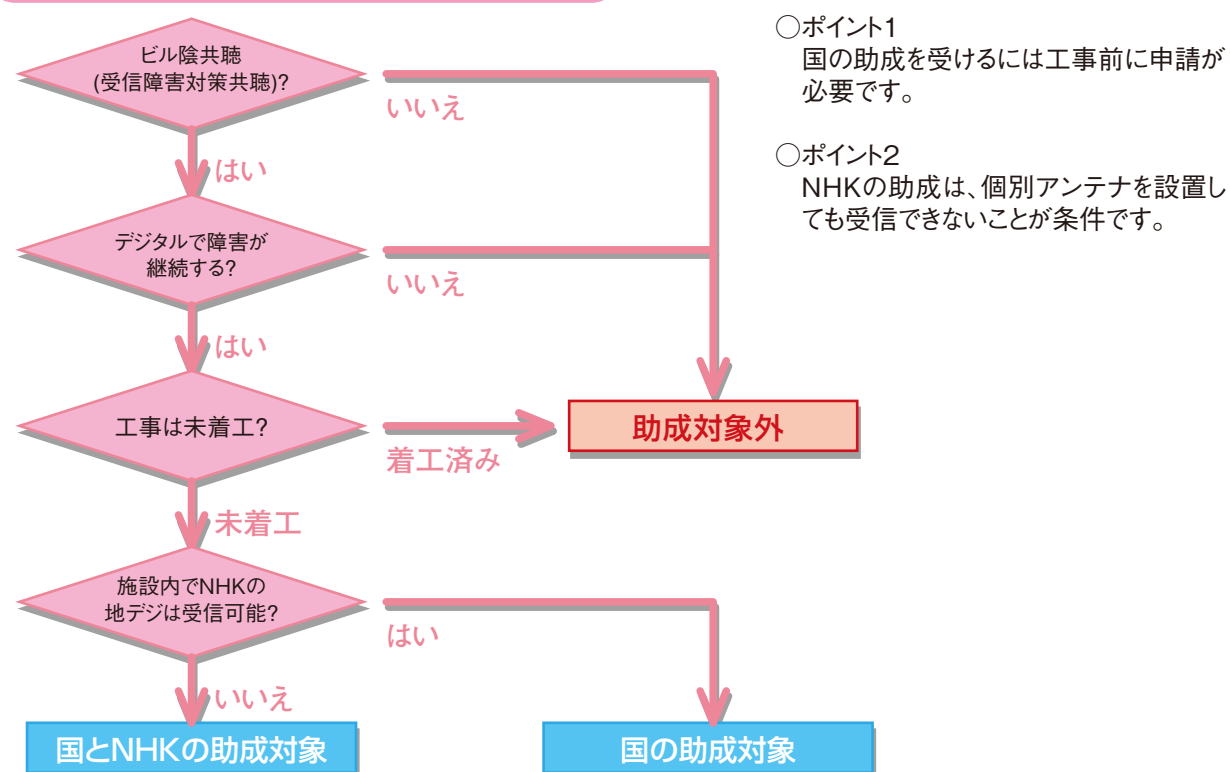
<国の助成制度を利用する場合>

- 施設の改修等について、必要な関係者(施設管理者及び施設利用者)の同意が得られていること
- 工事の内容について、次のような有効性、公平性に照らして妥当なものであること
  - ・ 建造物等の影響による難視聴解消を目的として実施され、助成により実施の促進が見込まれるものであること
  - ・ 建造物その他工作物の影響による難視聴解消を図るために適正な価格の工事であること
  - ・ ケーブルテレビに移行する場合の経費は、共聴を改修する場合の経費(新設の場合は設置経費)を上限とすること
- 施設改修に必要な経費のうち、助成金給付額を除く残りの経費の確保に関して裏付けがあること

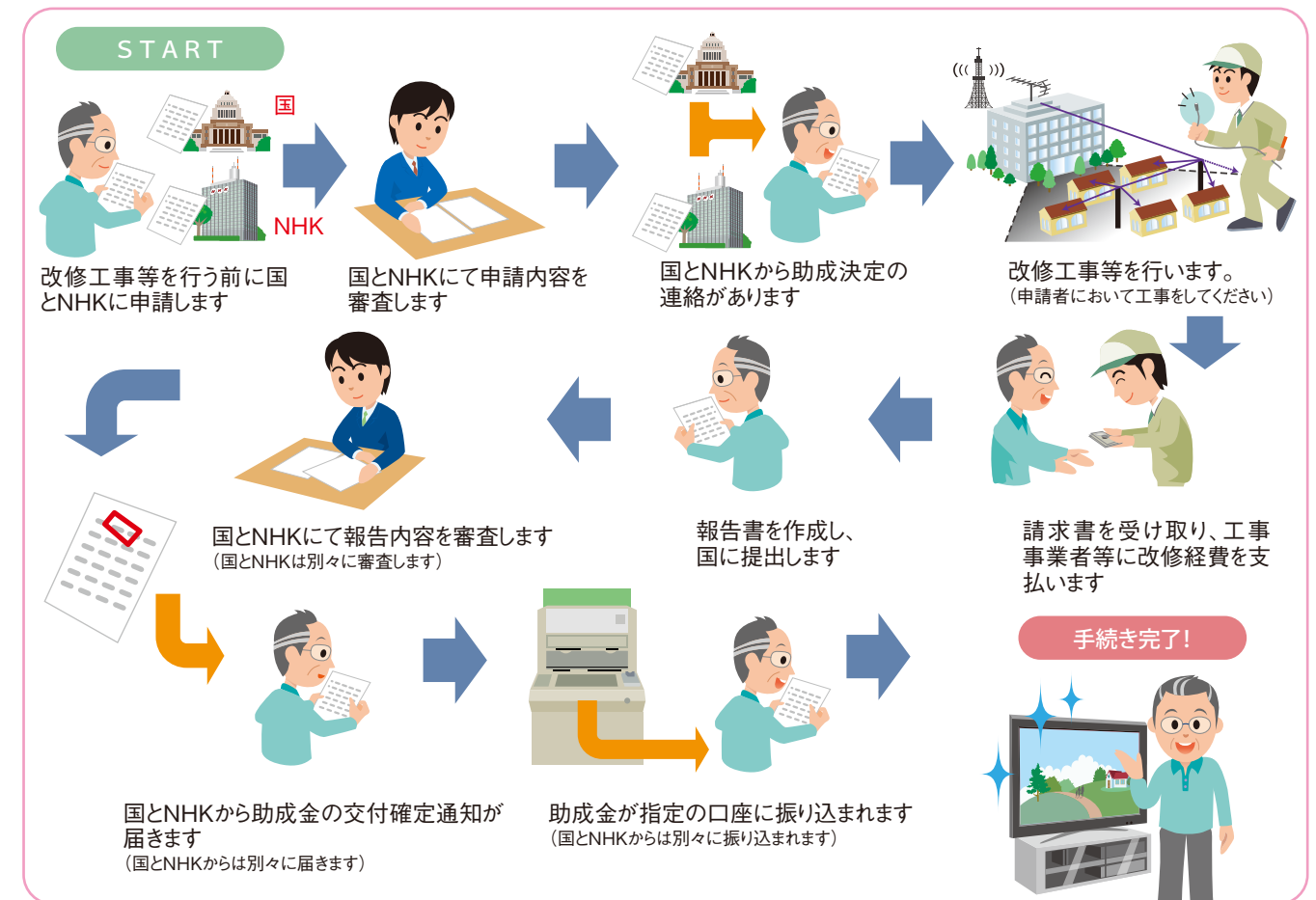
<NHKの助成制度を利用する場合>

- 国の共聴施設の改修等の助成制度を利用しており、その申請が平成23年1月1日以降であること
- 当該共聴の加入世帯において、個別受信アンテナ設備によるNHKの地上デジタル放送の受信ができないこと
- 申請者(施設管理者等)がNHKと放送受信契約を締結していること
- NHKの地上デジタル放送に関する他の助成制度を利用していないこと

## 助成金の対象と種類



## 申請と助成金交付手続き



## 助成制度の利用に必要な書類

	改修等を行う前に必要な書類	改修等を行った後に必要な書類
国の助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国の助成金交付申請書</li> <li>● 助成対象事業に要する経費の見積書</li> <li>● 工事概要書(線路図等を含む)</li> <li>● 申請に関して関係者の同意を得ていることを示す書類等</li> <li>● 共聴施設の設置届または許可状の写し</li> <li>● 施設管理者及び手続き代行者の印鑑証明書</li> <li>● 個人情報のNHKへの提供に関する同意書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国の実績報告書</li> <li>● 工事の請求書または領収書の写し</li> <li>● 完成写真</li> <li>● 有線電気通信設備変更届等の届出書の写し</li> <li>● 助成金振込先口座情報確認書</li> </ul>
NHKの助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>● NHKの経費助成事業申請書</li> <li>● 共聴施設の敷設地域、加入世帯が確認できるもの(施設区域図など)</li> <li>● 国の助成決定通知書</li> <li>* 個人情報のNHKへの提供の同意書の写しを国への申請時に提出すれば省略可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国の助成額確定通知書の写し</li> <li>* 個人情報のNHKへの提供の同意書の写しを国への申請時に提出すれば省略可能</li> </ul>

※国の助成制度を利用するには、改修等を行う前に助成制度の申請手続きが必要です。(事前の申請なく行った改修等については助成制度の対象とはなりません)

### 【申請書の入手方法】

<国の助成>

最寄りの総務省テレビ受信者支援センター(デジサポ)または助成金相談窓口(0570-093-724)に送付を依頼いただくか、ホームページ(<http://digisuppo.jp/>)よりダウンロードしてください。

<NHKの助成>

技術局 助成制度窓口(0570-014-814)に送付を依頼ください。